



成年後見制度ってどんな制度？②

今回は成年後見人の仕事、任意後見制度、成年後見登記制度などについてご紹介します。

Q:ひとり暮らしの母親は最近判断能力が落ちて来ているのではと心配です。

都會にいる自分に代わって母親を守ってくれる何かいい制度はないでしょうか。

A:前号(平成23年11月号)で法定成年後見制度についてご紹介しましたが、判断能力が不十分に

なる前にあらかじめ契約により支援を決めておく任意後見制度があります。

①成年後見人の仕事

(1) 成年後見人に選ばれる人

家庭裁判所が、最も適任と思われる人を選任します。本人の親族以外にも、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門職や、法律や福祉に関わる公益法人その他の法人が選ばれることがあります。

(2) 成年後見人の仕事

成年後見人の仕事は、本人の財産行為や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。具体的な仕事としては、次のようなものがあります。

- 財産目録を作る。今後の予定と収支計画を立てる。
- 本人の財産を管理する(預金通帳などを管理し、収入支出の記録を残す)。
- 本人に代わって契約を結ぶ(介護サービスの利用契約や施設の入所契約など)。
- 家庭裁判所に報告する(行った仕事の報告をし、必要な指示を受ける)。

②任意後見制度について

(1) 任意後見制度とは、どのような制度ですか？

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

(2) 任意後見契約の効力の発生

- ①本人の判断能力が低下した場合、
- ②家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。
(申立てをすることができる人:本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見人受任者など)
- ③家庭裁判所が任意後見監督人を選任して、任意後見契約の効力が発生します。

(3) 任意後見契約を結ぶために必要な費用

公正証書作成の基本手数料(11,000円)、登記嘱託手数料(1,400円)、法務局に納付する印紙代(2,600円)、その他(本人に交付する正本等の用紙代、登記嘱託書郵送用の切手代など)です。

(4) 任意後見人の仕事、権限

任意後見人は、任意後見契約で受任した事務(例えば銀行取引に関する事務、介護保険に関する事務など)を行います。任意後見人には、契約内容にしたがって代理権が与えられて、上記のような法律行為を行うことができますが、同意権や取消権はありません。

(5) 任意後見監督人の仕事、役割

任意後見監督人は、任意後見人を監督し、その仕事ぶりを定期的に家庭裁判所に報告します。

③成年後見登記制度について

成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などは、後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、家庭裁判所または公証人からの嘱託により法務局に登記されます。法務局は、契約の締結の際などに請求があれば、登記されているかどうかの「登記事項の証明書」を交付します。

- 成年後見制度について詳しくお知りになりたい方は、県弁護士会(099-226-3765)、成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部(099-251-5822)、鹿児島家庭裁判所(099-222-7121)及び同裁判所の各支部にお問い合わせください。
- なお、成年後見制度を利用するまでではないが、自らの判断能力に不安のある方で、福祉サービスの利用の手続き、日常生活の金銭の支払い等にお困りの方については、社会福祉協議会が行っている「福祉サービス利用支援事業」を利用することができます。県社協(099-257-3875)又は最寄りの市町村社協にご相談ください。